# 海鳥に関する複数年戦略

*（第31回委員会年次会合（2024年10月10日）で修正）*

*緒言*

生態学的関連種作業部会は、ERSWG 12会合において海鳥に関する複数年戦略の検討に着手した。

ERSWGは、海鳥戦略に関して特に以下のことを決定している。

- 調査及びモニタリングの必要性について検討すること
- 不確実性及びそれに伴うリスクを低減するための行動を含めること
- 海鳥混獲緩和措置の有効性に関する技術部会報告書（SMMTG報告書、CCSBT-ERS/1503/Rep01）による勧告であって、ERSWG会合により修正された勧告（CCSBT-ESC/1509/Rep02の別紙4）を検討すること。その際、各勧告の実施状況（CCSBT-ERS/1905/05）を踏まえること
- *海鳥の偶発的捕獲の削減のための国際行動計画*（IPOA-S、FAO, 1999年）及び関連するベストプラクティス技術ガイドライン（BPTG、FAO、2009年）を考慮すること

みなみまぐろ保存拡大委員会は、*CCSBTの生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類RFMOの措置と調和させるための決議*を採択している（CCSBT 25、2018年10月15－18日、ニューカレドニア・ヌメア）。この法的拘束力のある生態学的関連種（ERS）措置は、みなみまぐろ（SBT）漁業によって生じるERSに対する偶発的危害を緩和するとのCCSBTの決意の一環として、CCSBTメンバーに対し、他の関連する地域漁業管理機関（RFMO）のERS措置を実施するよう義務付けている。

ERSWGは、海鳥類とSBT漁業との相互作用は依然として非常に懸念すべき水準にあるとの見解を維持している。一部の海鳥種、特に一部のあほうどり種及びみずなぎどり種は、世界的な絶滅の危機に瀕している（CCSBT-ERS/2203/16）。

ERSWGは、引き続き、海鳥に関する複数年戦略の策定を進めているところである。ECは、同戦略の全体目標及び五つの個別目標に合意した。またERSWGは、同戦略の実施及び評価のためのアプローチを策定した。ERSWGは、*分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定*（国連公海漁業協定）の一般原則を踏まえて海鳥戦略を実施することを提案した。

ERSWG は、休会期間中の協議も含め、海鳥に関する複数年戦略にかかる作業を継続していく予定である。

*全体目標*

本戦略の全体目標は以下のとおりである。

> SBT 漁業が海鳥類に対して著しい負の影響を及ぼすことのないような水準まで、海鳥混獲を削減又は根絶する。

*個別目標*

上記の全体目標を達成するため、海鳥類の偶発的捕獲の削減に関する国際行動計画（FAO、1999 年）、及びこれに関連して RFMO に対し海鳥死亡の継続的な削減につながるような達成可能な目標を設定するよう勧告したベストプラクティス技術ガイドライン（BPTG、FAO、2009 年）と調和した以下の五つの個別目標を策定した。

*目標 1*：海鳥個体群に対する SBT 漁業操業による海鳥混獲の影響の水準を削減する。

*目標 2*：SBT 漁業における海鳥の総死亡数及び海鳥個体群に対する影響の正確かつ定期的な推定に資するため、適時的で信頼性があり、かつ代表性のあるデータの収集を確保する。

*目標 3*：業界及び ACAP と協力し、実用的で費用対効果が高く、かつ安全な海鳥混獲緩和のための技術及び技法を開発及び改良する。

*目標 4*：SBT 漁業を実施する際に必要な海鳥混獲緩和措置の船団横断的な遵守を確保するための遵守アプローチを策定及び改良する。

*目標 5*：操業中の海鳥との相互作用の削減の重要性を強調し、及び混獲緩和措置の効果的な実施を推奨しつつ、教育及びアウトリーチプログラムを強化する。

*個別目標を達成するための行動*

各個別目標に対し、以下の行動に取り組むこととする。

| *目標 1*：海鳥個体群に対する SBT 漁業操業による海鳥混獲の影響の水準を削減する。 | | | |
|---|---|---|---|
| No. | 行動 | 実施者 | タイムフレーム |
| 1A | 海鳥個体群に対する SBT 漁業操業の影響の水準を低減するため、以下を含む（ただし、これらに限定されない）SBT 海鳥混獲目標に合意する。<br>a. ノミナル報告海鳥混獲率に基づく目標<br>b. SEFRA の結果に基づく目標 | ERSWG | ERSWG 16 |
| 1B | SBT 漁業における船団ベースでのオブザーバーカバー率 10 % とする最低水準、又はこれと比較可能な電子モニタリングを用いて収集されたビデオ映像のレビューの最低水準を達成する。 | メンバー | 継続 |
| 1C | 船団の違い及び海鳥類の分布を考慮しつつ、全体的な海鳥の死亡の削減の文脈で 2005 年頃にまぐろ類 RFMO が導入した海鳥 CMM の有効性を評価し、改善できる分野を特定する。当該評価の結果をまぐろ類 RFMO 横断的に共有し、将来の評価の基礎として活用する。 | ERSWG | ERSWG 16、その後は 4 年毎 |
| 1D | 海鳥個体群の状況、SBT 漁業との分布域の重複、及びそれらの種の死亡に対する SBT 漁業の影響度を考慮しつつ、優先度の高い種のリスト及び各種に対応する管理目標に合意する。 | ERSWG, CCSBT | ERSWG 16（必要な場合） |
| 1E | 2019 年の評価以降の SBT 漁業による海鳥混獲緩和措置の実施状況及び海鳥個体群に対するその影響を評価するため、SEFRA 海鳥リスク評価をアップデートする。当該評価の結果についてまぐろ類 RFMO 横断的に共有する。 | ERSWG | 継続 |
| 1F | 以下により、予防的アプローチを考慮した*高リスク*海域にかかる頑健な定義を定める。<br>a. *高リスク*海域の定義を定める。<br>b. 同定義に合致する海域を特定する。<br>c. 各海域におけるリスクの性質を把握する。<br>d. これらのリスクを削減することを目的に調整した措置を策定する。 | ERSWG, CCSBT | ERSWG 16 |

| *目標2*：SBT 漁業における海鳥の総死亡数及び海鳥個体群に対する影響の正確かつ定期的な推定に資するため、適時的で信頼性があり、かつ代表性のあるデータの収集を確保する。 | | | |
|---|---|---|---|
| No. | 行動 | 実施者 | タイムフレーム |
| 2A | 海鳥混獲数の推定及び海鳥個体群に対するその影響の文脈から、漁獲努力量データの報告及び解析に関する改善されたプロトコル（データの引き伸ばしに用いた暗黙の前提に関することを含む）を定義する。 | ERSWG | ERSWG 16（必要な場合） |
| 2B | 毎年、合意された報告基準に基づき種別での海鳥類の偶発的捕獲数を報告及び配布するとともに、合意されたフォーマット及び階層に基づき総漁獲努力量、観察漁獲努力量及び混獲緩和措置の使用を報告及び配布する。 | メンバー、事務局 | 毎年 |
| 2C | 以下により、電子モニタリングシステムの利用に関するオプションを探究する。<br>a. 電子モニタリングシステムの検討及び開発の中に海鳥類（及び他の ERS）を含める。<br>b. 特に海鳥混獲緩和措置の効果的なモニタリング及び SBT 漁業全体における海鳥との相互作用の水準に貢献するような電子モニタリングシステムを検討する。 | ERSWG、CC、SC、ACAP、他のまぐろ類 RFMO | 継続 |
| 2D | オブザーバーや電子モニタリングに限らず利用可能な最善の情報及び技術に基づき、適時的かつ信頼できる形で海鳥死亡数を推定するための手法及び技法を探究する。 | メンバー | 継続 |
| 2E | ACAP のガイダンスに基づき、混獲により死亡した海鳥類の羽サンプルの収集及び写真撮影にかかる CCSBT の標準的なプロトコルに合意する。 | ERSWG | ERSWG 16 |
| 2F | 海鳥の混獲に関するギャップ及び追加的な網羅が必要な部分を特定するため、各階層及び船団のオブザーバーカバー率をレビューする。 | メンバー | 各 ERSWG 会合 |
| 2G | 複数の任務があることを認識しつつ、必要に応じてどのように適切に時間を割り当てるかを含め、海鳥関連の任務の優先事項に電子モニタリングを含める形でオブザーバーに対するガイダンスをアップデートする。 | ERSWG | ERSWG 16 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2H | 以下により、種レベルでの海鳥相互作用の報告の改善を促進するための手続き及びプロトコルをレビューする。<br>a. SBT 漁船団横断的に一貫性のある海鳥相互作用の報告<br>b. 種のグループ化にかかる曖昧さの排除 | ERSWG, CC, バードライフ・インターナショナル | 2024 及び 2025 年、ERSWG 16 で報告、その後は 4 年毎 |
| 2I | 適当な場合はログブック記録が海鳥相互作用にかかる他の情報ソースを補完する可能性を精査することにより、海鳥相互作用にかかる漁船のログブック記録を活用するためのオプションを検討する。 | ERSWG, CC, ACAP, 他のまぐろ類 RFMO | ERSWG 16 |

| *目標 3*：業界及び ACAP と協力し、実用的で費用対効果が高く、かつ安全な海鳥混獲緩和のための技術及び技法を開発及び改良する。 | | | |
|---|---|---|---|
| No. | 行動 | 実施者 | タイムフレーム |
| 3A | CCSBT メンバーに対し、実用的で費用対効果が高く安全な海鳥混獲緩和技術及び技法を改善するための調査及び技術開発を実施及び支援するよう奨励する。 | メンバー | 継続 |
| 3B | 特に ACAP によるベストプラクティス助言を踏まえ、必要に応じて、まぐろ類 RFMO の中で SBT 漁業に関連する海鳥 CMM を強化するよう提出する。 | メンバー | 継続 |
| 3C | SBT に関する漁獲努力と海鳥類（特に絶滅の危機に瀕しているあほうどり種及びみずなぎどり種）との空間的重複の変化を定期的に監視及び特定し、まぐろ類 RFMO 横断的に関連する漁業に対して情報提供を行う。 | ERSWG | 各 ERSWG 会合 |
| 3D | まぐろ類 RFMO 横断的に、海鳥類、特に絶滅の危機に瀕しているあほうどり種及びみずなぎどり種に対する累積的な SBT 漁業の影響を評価する（総死亡数及び総死亡率を特定するために海鳥混獲の水準及び海鳥混獲率を外挿する手法の開発を含む）。 | ERSWG | 各 ERSWG 会合 |
| 3E | 海鳥の混獲が多数発生した場合の管理上の対応に関するプロトコルの策定を検討する。 | ERSWG, バードライフ・インターナショナル, ACAP | ERSWG 16 |

| *目標4*：SBT 漁業を実施する際に必要な海鳥混獲緩和措置の船団横断的な遵守を確保するための遵守アプローチを策定及び改良する。 | | | |
|---|---|---|---|
| No. | 行動 | 実施者 | タイムフレーム |
| 4A | SBT 漁業における海鳥混獲緩和措置の実施状況に関して、CCSBT の遵守プログラムから得られた情報を船団毎に照合する。 | メンバー、事務局 | 毎年 |
| 4B | 以下により、SBT 漁業オペレーターによる海鳥 CMM の遵守及び海鳥相互作用に関する報告要件の遵守を改善するための手続き及び手法をレビューする。<br>a. 既存の手続き及び手法（港内及び洋上転載検査を含む）、及び他のモニタリング及び取締り技術及び技法が用いられる状況をレビューする。<br>b. 適当な場合は、追加的なモニタリング及び取締り技術及び技法の導入を検討する。<br>c. 非遵守に関する管理上の対応のオプションを検討する。<br>d. 特に公海 SBT 漁船団に関して、非遵守事案の適時的な報告を可能とするためのオプションの策定を検討する。 | CC | 項目 a 及び b は 2024 及び 2025 年。<br>項目 c 及び d は CC 19。<br>ERSWG 16 において報告 |
| 4C | はえ縄漁船のオペレーターによる海鳥 CMM の遵守に関して、まぐろ類 RFMO 横断的にデータ収集の様式及び手続きをレビューし、まぐろ類 RFMO 横断的に伝達及び提唱するための調和されたフォーマットを策定する。 | CC | ERSWG 17（必要な場合）、その後は 4 年毎 |

| *目標5*：操業中の海鳥との相互作用の削減の重要性を強調し、及び混獲緩和措置の効果的な実施を推奨しつつ、教育及びアウトリーチプログラムを強化する。 | | | |
|---|---|---|---|
| No. | 行動 | 実施者 | タイムフレーム |
| 5A | 一元化されたポータル（例えば中西部太平洋まぐろ類委員会がホストする混獲緩和情報システム（BMIS））を通じて、オブザーバー、電子モニタリング及び海鳥混獲データ収集に関する文書、フォーマット及び手続きを共有する。 | 事務局, BMIS | 継続 |
| 5B | 海鳥混獲のモニタリング及び解析に関するキャパシティ・ビルディングについて、まぐろ類 RFMO 横断的な協力を追求する。 | メンバー、事務局 | 継続 |
| 5C | まぐろ類 RFMO 横断的に、SBT 漁業において混獲された海鳥種のリファレンス DNA データベースの設立のためのオプション（データが利用可能な場合）を探究する。 | メンバー、ACAP、海鳥専門家 | 2025 年の ERS 技術会合（必要な場合） |
| 5D | まぐろ類 RFMO 横断的に、SBT 漁業において混獲された海鳥種について、一元化されたポータル（例えば中西部まぐろ類委員会がホストする混獲緩和情報システム（BMIS））を通じたリファレンス写真データベースの設立を支援する。 | メンバー、BMIS、海鳥専門家 | ERSWG 17 |
| 5E | ACAP の海鳥種同定ガイドを主要言語（例えばフランス語、インドネシア語、韓国語、スペイン語及び台湾語）に翻訳し、他の言語バージョン（例えば英語、日本語）と合わせて配布する。 | Common Ocean プロジェクト II, ACAP | ERSWG 15 |

*実施及び評価*

海鳥戦略の効果的な実施については、直接的なオブザーバー計画、電子モニタリングシステムの監査、及びその他の洋上及び港内における監視及び遵守の手段を通じてモニタリングされる。このことにより、漁業者が全面的かつ効果的にそれぞれの海鳥混獲緩和義務を実施し、かつ海鳥類の偶発的捕獲を正確に報告することを確保する。これの実施には、個々の CCSBT メンバー間、及び全体として、SBT 漁業における海鳥類の偶発的捕獲を回避又は最小化するためのデータの照合、解析及び対応方法の策定を行うための十分なキャパシティが必要である。

ERSWG は、CCSBT メンバーによる支援を得て、海鳥戦略の有効性をモニタリングする。海鳥戦略の進捗状況については 4 年以内の間隔で評価することとし、計画を適切に改正するものとする。戦略は、海鳥混獲水準の削減、及び海鳥混獲率の低下を特に考慮し、全体目標が達成されるまで効力が継続するものとする。

*参考文献*

FAO (1999) *International Plan of Action for reducing incidental catch of seabirds in longline fisheries.* Rome, Italy

FAO (2009) *Fishing Operations. 2. Best practices to reduce incidental catch of seabirds in capture fisheries.* Rome, Italy

IUCN (International Union for Conservation of Nature (2019) The IUCN Red List of Threatened Species. Version 2018-2. Available at: http://www.iucnredlist.org